

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

参院選挙とエンゲルス

滝野 忠・・・2

ILO (国際労働機関) 創立百年に寄せて

山下 俊幸・・・3

日・朝・韓の根本問題

原野人・・・4

日本の労働法―過去そして現在

本村 充・・・6

―「階級」としての労働者と労働組合と労働法②―

資本主義社会における階級対立

山下 俊幸・・・9

読者からのおたより

・・・・・・・・・・11

刊 旬 社 会 通 信

NO.1293

二〇一九年八月一日号

二〇一九年八月一日発行
(毎月一日・二五日二回発行)

参院選とエンゲルス

選挙は、支配階級と被支配階級間の力関係、勤労諸社会層の現状への意識、さらには未来・将来への希望の総和を示し出す。経済・社会・政治の諸矛盾とその運動、変化、発展は自民党政治への不安、不満、いらだち、不安を膨れ上がらせるばかりである。投票率は下がる、自民党の支持率は落ちず、四月の統一地方選でも議席を増やした。今回の参院選も傾向が同じである。

安倍は極右である。不安をあおり脅威を宣伝する。メディアは大雨だ、関東での地震は近いと、避難指示だやれ訓練だと毎日のように不安をさらにあおる。不安は精神、心を萎縮させ、能動性と積極性を奪う。そんな心理戦、思想攻撃と一体で安倍の黒い企らみは加速する。参院選の争点は「多様」であった。矛盾がそれだけふくれ上がっていることだ。

安倍は「憲法の論議すらしなない政党を選ぶか、議論を進めていく政党を選ぶか、決めてもらう選挙」と、憲法改悪を公約の中心にすえた。憲法96条は「憲法改正の手續」を定める。

「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」

安倍が企む憲法改悪がどのようなものであるかは、「参院選挙で安倍自公政権にNOを！」(本誌No.1292、2019年7月15日付)森勉論文を参照して欲しい。安倍は参院選で3分の2以上の勢力を得、2020年の新憲法施行を意図した。自民は単独過半数、改憲勢力は3分の2の164に届かなかつた。安倍は停止を余儀なくされた。安倍は「議論すべきではないか」が選挙の結果だ。「総裁任期(2021年9月)の中で憲法改正に臨んでいく」と執念を燃やしあきらめてはいない。

憲法問題、安保・自衛隊問題にかぎらず矛盾は拡大し全生活分野をおおいはじめている。なのになぜか投票率が低いのか。エンゲルスは民主的共和制のもとに一般的普通選挙権についてこう書いている。

「有産階級は普通選挙権を手段として直接に支配する。被抑圧階級が、したがってわれわれの場合にはプロレタリアートが、まだ自己解放をなしとげるまでに成熟していないあいだは、彼らの大多数は既存の社会制度を唯一可能な制度と認めるであろうし、政治的には資本家階級の後尾、その最左翼をなすであろう。しかし、彼らがその自己解放にむかって成熟するにつれ、彼らはみずから独自の党に結成し、資本家たちの代表ではなく彼ら自身の代表を選出するようになる。だから、普通選挙権は労働者階級の成熟度の計測器である。それは今日の国家では、それ以上のものになりえないし、またけつしてならないであろう」(マルエン全集21巻、172頁)

(滝野 忠)

ILO(国際労働機関)創立100年に寄せて

ILOは、第一次世界大戦の戦後処理の過程で創立され、今年で100年になる。第1回総会は1919年10月11日にワシントンで開催された。

ILO条約は、今日では国連の労働機関で労働環境、労働条件の改善のための国際的ルールで建前上は拘束力をもっている。加盟国は187ヶ国、条約の数は189、勧告の数は205(2019年5月時点)。条約を批准した国は、条約に合わせて国内法の整備が義務づけられている。

日本とILO 日本はILO創立に関わるなど、重要な役割を求められてきたが、労働時間規制は全く批准していない、など批准数は49条約で先進国の平均75を大きく下回っている。「条約」とは別に「勧告」もあるが拘束力はない。日本がILO条約を最初に批准したのは、1922年に第2号条約「失業に関する」と第9号の「海員紹介に関する」条約の2つであった。

1933年に日本は国際連盟を脱退し、1938年にはILOに脱退通告した。第2次世界大戦後の1945年10月に国連が成立し、翌年の1946年のILO第29回総会、国連第1回後期総会でILOは国連の専門機関として活動することが決定された。日本は1951年にILOに再加盟し、1954年には常任理事国となっている。

基本8条約 ILOが最も重視する基本8条約は、加盟国の4分の3以上が批准しているが、日本は105号(強制労働廃止に関する条約)と111号(雇用と職業の差別待遇に関する条約)の2条約を批准していない。

基本8条約とは―

① 87号条約―結社の自由に関する条約(労働組合結成など結社の自由と団体交渉する権利を認める)。

11条では「この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者団体に団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する」。

② 98号条約―団結権および団体交渉権条約。

1条1項では「労働者は、雇用に関する反組合的差別待遇に対して十分な保護を受ける」

同3条では「前各条に定める団結権の尊重を確保するため、必要ある場合には、国内事情に適する機関を設けなければならない」

③ 29号条約―強制労働に関する条約(強制労働の廃止)。

④ 105号条約―強制労働廃止に関する条約。

⑤ 138号条約―児童労働の廃止条約(就業が認められる最低年齢に関する)。

⑥ 182号条約―最悪の形態の児童労働に関する条約。

⑦ 100号条約―男女労働者の同一報酬に関する条約。

⑧ 111号条約―雇用と職業での差別待遇に関する条約。

ILO第107回総会(2019年)

ILO第107回総会は、2019年5月28日～6月8日までスイスのジュネーブで開催され、「労働の世界における暴力とハラスメント」に関する討議が行われ、法的拘束力を持つ条約が制定される見込みとなったが、日本政府は基準設定に消極的な姿勢を取り続けている。

また、ILOは日本政府に対して、次のような是正勧告を行った。

- ① 1989年の学習指導要領の改定で、入学式や卒業式での「日の丸掲揚、君が代斉唱」が義務づけられて以来、これに従わない教員らに対する懲戒処分に対する是正勧告。
- ② 公務員労働者の労働基本権回復を求め、日本政府に対して11度目の勧告を行った。勧告は日本政府に対して、「自律的労使関係制度」や消防署・刑務所職員の団結権の完全な付与について検討することを求めた。また、人事院勧告などの手続きについて、「公平で迅速な斡旋と仲裁となつていくのか」と疑問を呈した。
- ③ 全労連が2002年にILOに提訴した「公務員制度改革」に関する案件に関わる勧告で、日本政府に対して労働組合との「意味ある協議を、これ以上の停滞なく、これまでの勧告に従って実施すること」を繰り返し求め、この案件での勧告は11度目となった。

日本政府―ILO条約、勧告を無視

例えば、第1号条約は「1日8時間、週48時間制」であるが、日本では1947年に労基法が制定され、1日8時間、週48時間の労働制度が規定され、1987年には週の労働時間は40時間に短縮されている。しかし、「36協定」を労基署に届ければ、無制限に時間外労働、休日労働が適法とされる国内法を優先して、第1号条約を含め労働時間に関する第47号条約「週40時間制」、第132号「最低2週間以上の連続した有給休暇の取得」、第140号「有給保育休暇」など全て批准していない。

この状態を見ても日本の労働者の長時間労働、過労死が当たり前のように扱われていることがうかがえる。今や「過労死(Karoshi)」が国際用語とさえなっていることを深刻に捉えなければならない。

条約違反や勧告無視、さらに追い討ちをかけて損害賠償の請求という事態はILOそのものの権威を失墜させ、ILOは労働者の権利擁護には役立ってはいないことが明白だ。一部にILOに過剰な期待を寄せる向きもあるが、期待は禁物である。権利は闘い取るものであることを肝に銘じたい。(2019.7.6 山下 俊幸)

日・朝・韓の根本問題

安倍君の韓国・朝鮮人蔑視はますます度を増している。

大阪G20サミットでは文韓国大統領と数秒間の握手をしただけで、会談も設けなかった。翌6月30日に米大統領は初めて朝鮮半島の南北軍事境界線を北側に踏み越えての米朝首脳会談。トランプ氏との強い信頼関係を強調してきた「外交の安倍君」

は、また蚊帳の外で、文大統領とは対照的に米朝首脳会談に何ら関与できなかった。日本の独占資本にとって追い上げる韓国の新興独占資本は叩く対象でしかない。三菱等にとって徴用工への補償などとてもない。110余年にわたる過去の反省など皆無のまま、今度は文大統領の背を蹴とばすかのような、半導体3原料の輸出規制強化である。

1876年に日本は朝鮮に力で開国を迫り、関税自主権を認めない不平等条約「日朝修好条規」を締結した。以後、朝鮮の保護国化を狙い、1904年には朝鮮の権益をめぐって日露戦争が勃発。朝鮮を軍事占領すると、外交権をはく奪し、財務や軍事にも介入を深め、やがて朝鮮の次官ポストを日本人が占めた。

1905年には「日韓協約」によって「保護国」とし、1910年には「日韓併合条約」によって日本帝国への「併合」を強行した。竹島（独島）を「島根県に偏入」したのは1905年であった。

慎蒼宇・法政大准教授による歴史認識は次のように明快である。（東京新聞3月1日）

民衆が抗議し立ち上がったのは当然である。東学農民戦争（1894年）等では日本軍が迫害と大量虐殺をくりかえした。植民地支配に対する民衆の抵抗が続き、そのピークに達したのが100年前の三・一独立運動であった。その本質は日本の不法性と暴力を世界に告発することだった。4年後の関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺も偶発的な出来事ではない。日本の官民が朝鮮の民族独立運動を「暴徒」としてしか見られなかったからだ。

百年前に告発された植民地支配の問題は、今の日韓関係にも影を落とす。日本政府は韓国の「併合」を今も「合法だった」との立場だ。国交正常化を定めた1965年の「日韓基本条約」でも日本の統治が不法であることを認めておらず、植民地支配への謝罪はしていない。

国家賠償は正式な謝罪があつたうえで、それに基づき個人補償をすべきだ。しかし日韓基本条約はそのようなものではなく、経済支援の準賠償で「解決済み」にしたものでしかない。徴用工等の「強制動員」問題は請求権協定によって少しも解決されていない。

在日コリアンへのヘイトスピーチや高校無償化の朝鮮学校適用除外など、民族差別は収束しない。これも歴史修正主義的な植民地支配観が底流にあるからだ。

日本が植民地支配の責任に向き合うことなくして、差別の克服も日韓関係の改善もできない。朝鮮民主主義人民共和国を取り巻く平和問題でも、存在感を発揮できない。日本の「解決済み体制」はもう限界にきている。慎氏の指摘はこのように的確である。

日本の植民地支配が不法であることを日韓基本条約で認めていないばかりか、安倍政権に至る自民党政権は合法であつたとして謝罪もしない。この継続する差別的屈辱が根本問題である。輸出規制強化などはさらに韓国民を愚弄するものである。

（原 野人）

日本の労働法 ― 過去そして現在

― 「階級」としての労働者と労働組合と労働法② ―

戦前

日本における労働法の歴史は、1911年制定の工場法から始まる（1916年施行）。工場法は、女子・年少者に関する最低年齢、最長労働時間等、労働者一般に関する業務上の傷病・死亡についての扶助制度等を主な内容としていた。

1926年の改正により、賃金の毎月1回以上の通貨払い、解雇予告、産前産後休暇等も制度化された。工場法制定の背景は、劣悪な労働環境や女工の多くが10代の女子であることが社会問題になったこと（細井和喜蔵『女工哀史』、大正14年等）、産業の発展（企業勃興 1880年代後半と1890年代後半）による労働者争奪戦の激化等である。労働争議も激化する。

1897年には高野房太郎、片山潜らによる労働組合期成会が結成され、労働組合の結成が相次ぎ、ストライキも増加する。こうした社会不安の予防や対応という面も工場法の制定にはあったのである。工場法施行まで5年の歳月を費やしているが、これは企業の大反対にあったからである。しかし、労働環境の社会問題化や労働力の確保が必要とされる中で、どうにか明治44年、工場法は制定されたのである。

戦後

戦後の労働政策は、労働関係法の制定から始まった。1945年12月に旧労働組合法が制定（1949年6月全面改正）されたのを皮切りに、1946年9月に労働関係調整法、1947年4月に労働基準法、および、労働者災害補償保険法、同年11月に職業安定法、同年12月に失業保険法と戦後数年の間に主要な労働関係法が誕生した。その戦後労働法の主な特徴は、次のようなものである。

①労働契約の基本ルールと最低基準を刑罰付きで法定（労働基準法）②労働者の団結権（労働組合）の保障、使用者と労働組合間の団体交渉及び争議権を保障（労働組合法）③集团的労使関係における紛争の調整手続きを規定（労働関係調整法）④公務員・公社職員の争議行為禁止、および勤務条件決定における特別規制（公労法・地公労法および国家・地方公務員法）⑤労働市場における仲介業者等による労働者搾取の防止、国家による職業紹介や失業給付体制の確立（職安法・失業保険法）等。

これらの戦後労働法制定の背景には、占領軍であるアメリカ（GHQ・連合国軍最高司令官総司令部）の民主化政策がある。日本は1930年代に国際競争力を大きく伸ばしていく。中でも綿織物の市場規模はイギリスを抜いて世界一位となり、列強諸国と肩を並べるほどの大きな経済発展を遂げていく。しかし日本の国際競争力の強化は、ソーシヤル・ダンピング（労働者の賃金を不当に低く設定しコストを抑えることで安価な商品の大量輸出を可能にしている）として国際社会からは大きく批判されることになる。

戦後日本におけるGHQの民主化対策は、日本の侵略主義的体質は不当な国際競争力を生み出すソーシヤル・ダンピングが一因であるとし、GHQは戦後の「民主的改

革」の一つとして労働環境改善にも力を入れたのである。別の角度から見れば、帝国主義国間の市場争奪戦の中で、日本の経済的競争力を抑えるための政策の一環として労働政策があったということである。

労働運動

ともあれ、これらの労働法制定によって日本労働者運動は大きな発展を遂げる。とくに1946年から1947年にかけて労働組合が相次いで結成され、46年の組織率は約40%、組合員数も約400万人に及んだ。当時の労働運動は、インフレや産業荒廃を背景にした生活条件闘争がそのほとんどを占め、全日本産業別労働組合会議（産別会議）の活動等が活発であった。

それらの一番のピークは1947年2月1日に計画された2・1ゼネストで、官民合わせて数百万人が参加する予定だったが、GHQの圧力によって禁止された。以降、反政府色の強い運動に対して制限が加えられることとなる。具体的には、1948年の公務員のストライキ禁止（政令201号）、1949年の労働組合法・労働関係調整法の改正、1950年のレッドパージや団体等規制令などである。

憲法と労働法

このように日本における労働法制は、いわば「与えられた要素」が強いものではないが、しかしそれは日本の民主主義の形成・発展にとって重要な意味を持っている。まず戦後労働法の基礎となっているのは日本国憲法である。

日本国憲法は、第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、とくに労働者については、まず第22条で「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とし、第27条では、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。2、賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。3、児童は、これを酷使してはならない」として、とくに労働者については、国民に労働の権利・義務を定め、健康で人間らしく働くために労働条件を法律で定めている。

そして第28条で「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と労働者が自主的に労働条件の改善を実現できる手段として、労働3権（団結権・団体交渉権・争議権）を保障している。

これらの権利を具体化するために制定された労働法制が先に述べた労働3法（労働基準法・労働組合法・労働関係調整法）を始め、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、職安法など関連立法等、いわゆる労働法と言われるものである。

階級対立

労働法制定の背景には別な側面がある。それは近代市民法の基本である「契約の自由」という概念との闘いである。これは商品の売買契約を指す場合が一般的であるが、これを使用者である企業と労働者を対等な当事者として、雇用契約も「契約の自由」も認めたということに始まる。

労働者が商品として売るのは労働力である。しかし、そこでの取引の対象となって

いる労働力は、保存や売り惜しみができず、労働者は使用者に労働力を買ってもらなければ生活できないという現実がある。労働者は出発の時点から使用者と「対等」の立場にはないのである。さらに不況等による需給率のバランスが崩れることによる労働力の過剰などで買いたたかれることになる。つまり労働関係に「契約の自由」を機械的に適用することは、労働者に低賃金、長時間労働など劣悪な条件を強いることになり、労使間の実質的不平等を拡大することになった。

労働者のこうした実態は、労働者の強い抵抗、はじめは個々の抵抗から組織的運動へと大きく発展していくのである。かくして国家(資本主義)的政策として、健全な労働力の確保のためにも、「契約の自由」を修正して労働者の経済的保護を考慮すべき必然性が生まれたのである。

組織率

だが、現実の労働実態は、このような憲法上の権利からほど遠く、長時間労働や男女の賃金格差など、まだまだ国際的に見ても労働条件は劣悪である。

その理由として、労働法をとりまく環境の変化があげられる。何よりもまず、労働組合の組織率が低下していることである。かつて5割近くであった労働組合の組織率は20%程度に)にすぎず、労働者の過半数が働いている1000人以下の事業所では、組合組織率はわずか1・6%である。その要因の一つは正規雇用労働者の減少である。日本の労働組合は、その多くがユニオン・ショップ制の企業別労働組合であり、正規雇用労働者の増加が即組合員数の増加という図式があった。しかし雇用調整による正規雇用労働者の減少や新規雇用を正社員でなく派遣やパートなどの非正規雇用労働者に切り替えたことにより、労働者に占める正社員の比率が減少、その結果、労働組合組織率も低下している。結果として、労働組合が社会に対して与える影響力の低下とともに、新しい会社が設立されても労働組合は結成されないという状況になっている(労働組合に組織されていない労働者が多数を占める)。

しかし、その中で目を引くのは、パートタイム労働者の動向である。むしろパートタイム労働者の労働組合員数(単位労働組合)は増えているのである。厚生労働省が1947年以降、毎年国内すべての労働組合を対象として実施している労働組合基礎調査では、平成29年度は前年に比べて10万6000人(6・8%)の増となっており、全労働組合員数に占める割合を見ても12・2%となっている。推定組織率(短時間雇用者数)に占めるパートタイム労働者の労働組合員数の割合)は7・9%となっている。非正規雇用労働者にとっては、雇用の安定や労働条件の改善は焦眉の課題であり、そのために労働者が「団結」しなければならぬことを身をもって感じていることがわかる。労働条件が景気の良し悪しで決まるといふような「企業の論理」に飲み込まれるような対応をしているのは、労働組合の影響力が失われるのは当然だし、本来の労働組合の「目的」から逸脱しているとすれば、組織の継続は危機的である。

企業別組合の脱皮

問題は、全労働者の置かれている現状に対応しうる組織方針である。現在、日本の労働組合の多くは、比較的企業規模の大きいところに存在し、その組織対象は正規雇

用労働者を中心とするだけに、中小企業の労働者や非正規雇用労働者等の利益を代表するものとしては機能していない。全体を包括しうる組織形態が求められている。さらに企業間の提携、異業種間の提携、系列化が進む中で、それに対応しうる労働者間の横断的な組織形態が求められている。

それは、今までの労働組合の主要な形態であった「企業別労働組合」を当然凌駕すべきものであることは言うまでもない。いま「過労死」問題を発端として大きな課題となつている長時間労働の規制にしても、法的規制はもちろんそれを実体化しうるような集団的労使関係を確立していく事が重要である。今日的には、その集団的枠組みで締結されたはずである36協定の無原則的な適用が容認されている状況にあることを考えれば、どうしても企業レベルの経営上の必要を優先しがちな企業別労働組合では限界がある。労働者及び労働組合自身の質的な転換が求められている。

(労務研事務局長 本村 充)

資本主義社会における階級対立

社会主義政党であることを忘れまい

新社会党は社会主義政党であることを忘れまい。

新社会党綱領『21世紀宣言』は、「民主的で新しい社会主義社会をめざします」と、社会主義政党であることを内外に宣言している。その内容は、直接的文言で表現されていないが、向坂逸郎らの労農派マルクス主義を理論的・実践的基礎としていることは明白な事実であろう。言い換えれば、労農派マルクス主義を継承する唯一の社会主義政党である。

2017年4月開催の第22回大会議案で突如として登場した「ベーシック・インカム」(BI)の提案は、社会主義政党の根幹に関わる政策であることから党内論争を巻き起こした。それまで党の方針や理論・政策をめぐる、一般党員をも巻き込んだ意見の違いがこれほど表面化したことはなかった。

その結果、党の存在・あり方をも疑問視する事態となり不団結が顕著になった。県本部によっては本問題を本格的に研究・議論する姿勢に欠け党員の理解が得られず、悶々とした状態にあり戸惑っているのも事実として謙虚に受け止めなければならぬ。しかし、まだ党に再団結の道が閉ざされたわけではない。本部が「組織レポート」などで討論を公開していること、党員個人や支部、総支部、県本部から多数の意見が寄せられるなど党内民主主義が完全に消えたわけではない。

また、極一部であろうが『社会通信』で意見や論文を紹介することを問題視し、議論の公開を拒絶または反対する人もいるが、堂々と議論し、理解を深めよう努力が必要だ。『社会通信』などに関係する論文が掲載されることによって、党員・支持者や労働運動の活動家には、この本質がより分かりやすくなり、活発な議論が継続されている。本部自らも、機関紙『新社会』や『コンパス21』で関係する記事や論文が掲載されていることから党内外の積極的議論を期待していることがうかがえる。

旧日本社会党が非武装中立の路線を放り投げ、「日米安保、日の丸・君が代容認、自衛隊容認」、更には「小選挙区制導入」に大きく舵を切り、社会主義を放棄し自民

党との連立政権に踏み切るという大罪を犯し、多くの黨員・支持者を裏切ってきた。そこで社会主義政党として再建を託されたのが5人の国会議員と地方の幹部・活動家らによって結成された「新社会党」であったはずである。

今日では政党要件を失った小さな政党とは言え、労働者の立場に立った「ピリツ」とワサビのきいた社会主義政党として一定の存在感を示してきた。

資本主義社会であること忘れまい

「BI」および「4、5号議案」は、「情勢が大きく変わったことに対応するために補強する」と提案理由を説明する。しかし、実は情勢は何も変わっていないのだ。

現在も資本主義社会であり、独占資本の巧妙で激しい攻撃は、1950年代後半から60年代にかけて三井三池や民間大企業で、三田村学校や民社研、富士政治大学などの労働者教育や日経連・生産性本部などによって労働者の思想改造・管理が進められてきた。一方、我々も労働者思想の確立の努力を行ってきたが、資本に教育されアメとムチで組織された右派が台頭し、労働運動、社会主義運動は後退を余儀なくされた。

今日の労働者を取り巻く情勢は、すでに三池闘争や国鉄闘争でも明らかになったように、独占資本と政府・自民党、警察、裁判所、労働委員会を含む強大な国家権力によって築かれた保守勢力による支配が一層強まり、労働者の窮乏化が一層激しく様々な形で複雑にからみあって表れているに過ぎない。貧乏・生活苦、非正規労働者、派遣労働、長時間労働、過労死、凶悪犯罪等々。

『共産党宣言』に見る階級闘争

マルクス・エンゲルス著『共産党宣言』は労働者にとって、特に階級的労働運動、社会主義運動にかかわる人にとっては、マルクスの『賃労働と資本』『賃金・価格および利潤』、エンゲルスの『空想より科学へ』とともに熱心に読まれてきた。なかでも『共産党宣言』は、文庫版で本文60頁程度の小冊子であるが、資本主義における労働者の立場を理解するための入門書のようなものである。

ここで改めて、マルクス、エンゲルス共著『共産党宣言』を読み返してみよう。エンゲルスは「1883年ドイツ語版への序文」の中で、『宣言』をつらぬいている根本思想は次のことである。おのおのの歴史的時期の経済的生産およびそれから必然的に生まれる社会組織は、その時期の政治的ならびに知的歴史にとって基礎をなす。したがって（太古の土地共有が解消して以来）全歴史は階級闘争の歴史、すなわち、社会的発展のさまざまな段階における搾取される階級と搾取する階級、支配される階級と支配する階級のあいだの闘争の歴史であった。」と。

また「1888年英語版への序文」でも、エンゲルスは同様に「人類の全歴史は（土地を共有していた原始氏族社会が崩壊して以来）階級闘争の歴史であった。つまり、搾取する階級と搾取される階級、支配する階級と圧迫される階級とのあいだの闘争の歴史であった」と述べている。

本文の第一章「ブルジョアとプロレタリア」では、「今日までのあらゆる社会の歴史は、階級闘争の歴史である」で始まり、具体的には、「自由民と奴隷、都市貴族と平民、領主と農奴、ギルドの親方と職人、要するに圧政者と被圧政者はつねにたがい

に対立して、ときには暗々のうちに、ときには公然と、不断の闘争をおこなってきた。この闘争はいつも、全社会の革命的改造をもって終わるか、そうでないときは相闘う階級の共倒れをもって終わった」(岩波文庫41頁)。

「封建社会の没落から生れた近代ブルジョア社会は、階級対立を廃止しなかった。この社会はただ、あたらしい階級を、圧政のあたらしい条件を、闘争のあたらしい形態を、旧いものとおきかえたにすぎない。しかしわれわれの時代、すなわちブルジョア階級の時代は、階級対立を単純にしたという特徴をもっている。全社会は敵対する二大陣営、たがいに直接に対立する二大陣営―ブルジョア階級とプロレタリア階級に、だんだんとわかれていく」(同42頁)。

搾取 階級対立が根本

私たちは『共産党宣言』を何度となく読み学び、頭の中にしっかりと詰め込んできた。ここで長々と『共産党宣言』から引用したのは、現在「新社会党」で研究課題となっている「ベーシック・インカム」(BI)と継続討議となっている「4、5号議案」を議論するにあたって、最大の争点となっている「憲法解釈」や「普遍主義」をめぐる問題も、資本主義社会における労資の階級対立、労資の非和解的階級関係を全ての土台に据えて考えなければならぬ。

労働者が生み出した価値を奪い、搾取を強め巨額の収入(富)を得ている資本家と、その資本家の下で「命令と服従」で抑え込まれ、賃金奴隷として働き、時には長時間労働で過労死、あるいは傷つき、苦しい生活にあえぎ、やっとの思いで子供を育て、「人間らしく扱え」と叫び続けながら生きている階級とを「一人ひとりには給付における権利において平等」などと同列に扱うことは生産現場で重労働の中、差別と弾圧、仲間たちの配転、出向、首切り、労務管理で痛めつけられてきた経験を持つ私にはとうてい理解できるものではないし、認められない。

マルクス主義の立場から離れ、ブルジョア思想、ブルジョア民主主義に押し流され階級対立と無関係で論じられる誤りを犯してはならない。

(2019・7・6 山下 俊幸)

◇ 読者からのおたより ◇

「ecco おといねっぶ」近況 4月には、統一自治体選挙が行われ、「ecco おといねっぶ」から2名の議員が誕生しました。この間の地域の活動が認められたものと考えます。今後も地域から信頼される事業活動を心掛けて行きたいと考えます。2019年前期事業活動についても、3月には委託業務(木道館管理業務・地域バス・スクールバス運行業務)3件の業務を受け持つことになりました。木工部・食品部・事業部についても、昨年同様の活動となっています。7月には第14回の総会を迎えますが、事業目標として①地域に根差した事業の継続②人材の養成、技術の継承③新商品の開発、販路の拡大が課題となります。

私たちを、取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、働く者の生活と権利を守る為にも、「ecco おといねっぶ」の事業活動を通して訴えて行きたいと考えます。5月22日〜6月3日までの14日間、九州福岡三越で北海道展が開催されました。北海道で一番小さい自治体の隠れた名品として音威子府羊齋が紹介されました。この取り組みは、九州毎日新聞・テレビ西日本で「おといねっぶ」が紹介されました。

『ecco おといねっぶ通信』2019 夏号)

共産主義インターナショナル 1000年 今年は共産主義インターナショナル1000周年。マルクス・エンゲルス・レーニンの理論の重要性は益々高まっている時代となりました。(神奈川・I) in 姫路 最上級のおもてなしでお迎えます 働く仲間みなさん、今年10月に開催されるコミュニティ・ユニオン第31回全国交流集会まで、あと4か月。現地実行委員会では、兵庫での受け入れが決まった2年前から準備会を立ち上げ、集会の成功に向けた準備を進めてきました。

実行委員会で一番頭を悩ませたのが、集会スローガンでしたが、「どこかで誰かが声をあげれば、みんなが駆けつける闘うネットワークを」に決定しました。このスローガンは、県ネットのこれまでの活動の中から生まれたスローガンでもあり、兵庫の運動の特徴でもある「地域ユニオン」と「自治労臨職評」との運動の結合を全国の仲間にも知って欲しいといった願いが込められています。

また、最近の世相を表す表現として「今だけ、金だけ、自分だけ」というのがあるようですが、対極的な価値観として、私たちの運動の本質をよく表したフレーズではないかと自負しています。

5月18日、19日に姫路で開催した全国運営委員会で集会の概要について話し合い、初日全体集会での総会の後には松元ヒロさんのライブと兵庫県パートユニオンネットワークの30年の歩みを紹介するDVD上映を予定しています。夕食懇親会では、歌あり楽器演奏あり、踊りありの楽しいひと時を楽しんでもらう企画を練っています。また、2日目にもたれる12分科会について、そのテーマと担当(詳細略)を決定しました。関心あるテーマにそった分科会参加をお待ちしています。

▽日時 2019年10月5日(土) 13時半〜6日(日) 12時

▽主会場 姫路キャッスルグランヴィリオホテル

(姫路三大名物 お城・駅ソバ・御座候)『コミュニティ・ユニオン全国集会in現地実行委ニュース』
摘果難儀 デジカメは便利です。撮ってすぐ観てうまく写っていなければ撮り直し、りんごは春の遅霜でサビ・変型果多く摘果に難儀しています。今秋は形、大きさにこだわらず、樹の上で成熟させ、味だけ確保したいと思っています。今日から高校野球長野大会です。(飯綱町 山浦隆芳)

戒厳令下の政治ショー 参院選への効果を狙ったとしか思えない、G20という政治ショーが終わった。莫大な予算を費やし国民生活に多大な迷惑かけた。労働者は仕事を休まされ、物流がストップした。事務局で注文したサクランボが届かなかった。ゴミ箱はふさがれ、ロッカーは閉鎖され、大阪へ入る人には職務質問。車は止められ車内の検査。学校は休校となった。透析患者が通院できず、入院した方もいたそう。超法規的と言われ、大阪は戒厳令下にあった。

今回の政治ショーで安倍外交は何らかの成果を上げたのだろうか。安倍首相は文在寅韓国大統領を無視したが、G20の翌日にトランプ大統領は、訪韓し板門店で米朝会談首脳会談が実現した。大統領選挙を意識したトランプ大統領に安倍の政治ショーは奪われてしまった。

アベノミクスの破綻、安倍外交の破綻に参議院選挙で答えを出そう。そして29日には武庫川ユニオン定期大会だ。全員参加で成功させよう。(武庫川ユニオン機関紙) No.320 JUN)

「無法地帯」「暗黒」の滋賀県警に対し抗議行動!

▽とき 毎週土曜日・午前10時半(7月20日、27日、8月3日、10日・・・)

▽ところ 大津警察署前JR京阪膳所駅前下車 琵琶湖に向かい徒歩7分

▽主 催 40分抗議、その後ohme(西武)前で市民向け宣伝、正午終了
労働組合つづしの大弾圧に反対する京滋実行委員会

▽主 催 かんなま勝手連・滋賀も加盟

※問合わせ・稲村 PCメール sinamu2002@yahoo.co.jp

〔不当弾圧事件の大津地裁傍聴者の短歌から〕かんなま勝手連・滋賀』ニュース22号より抜粋〕

☆ 梅花模様の風呂敷ほどきて数冊のファイルを出せり検察官は

☆ 一人ずつ順に退廷する被告いずれも傍聴席へ笑みたり

(かんなま勝手連・滋賀会員 詠み人知らず)